

まちの話題

No.1 ヤンキー先生熱く語る



講演する義家さん

「ヤンキー母校に帰る」などの著書で有名な、元教師で現在、横浜市教育委員の義家弘介さんを講師に招いた町文化講演会が、2月18日(土)町公民館で開催され、会場いっぱいの500人の聴衆が訪れました。現在の教育現場の実情や問題点を熱く語る義家さんの話に真剣に耳を傾けていました。

No.2 いきいき学級閉講式



修了証書を受けとる小池さん

高齢者学級「いきいき学級」の閉講式が2月15日(水)町公民館で開催されました。この学級では、昨年5月からボランティア活動など全10回の講座を実施しました。式には、100名が出席。常松誠生涯学習文化協会長のあいさつのおと、常松会長から、修了生代表の小池キヨ子さんに修了証書が手渡され、皆勤賞などの受賞者にも賞状が贈られました。

No.3 町内各所で鬼退治



元気に豆を投げる園児たち

2月3日(木)町内各所で節分の豆まきが行われ「鬼は外、福は内」と元気な声が響き渡りました。鏡石幼稚園の豆まきには、園児80名が参加。赤鬼、青鬼のかけこぎをした保護者があらわれると、園児たちはパニック状態。しかし、勇気ある園児たちの豆による応戦が始まると攻守が逆転、鬼は「ごめんなさい」と降参し逃げていきました。

No.4 ヨーガ体操で健康づくり



元気に体を動かす参加者

町老人クラブ連合会では、2月10日(金)町老人福祉センターで、ヨーガ教室を開催しました。老人クラブの会員30名が参加。日本ヨーガ学会の武藤光吉さんが講師を勤め、寝たきり防止などに役立つヨーガを指導しました。参加者は、体を曲げたり伸ばしたり熱心に体操に取り組んでいました。

住民異動届一覧表

届出事項	どんなときに(届出事由)	いつまでに(届出期間)	だれが(届出人)	届出に必要なもの(添付書類など)
転入届	町外から鏡石町に住所を移したとき	住み始めてから14日以内	本人、世帯主、世帯員または代理人(※)	●前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ●年金手帳(加入者のみ) ●身分証明書(写真付) ●印鑑
転出届	鏡石町から町外に住所を移すとき	新住所に移る前(転出証明書を交付します)	本人、世帯主、世帯員または代理人(※)	●国民健康保険証(加入者のみ) ●身分証明書(写真付) ●印鑑
転居届	鏡石町内で住所が変わったとき	住み始めてから14日以内	本人、世帯主、世帯員または代理人(※)	●国民健康保険証(加入者のみ) ●身分証明書(写真付) ●印鑑

※代理人の場合は委任状が必要です。



窓口での手続きはお早めに

～春は異動・引っ越しのシーズンです～

住所の届出はお早めに

3月、4月は入学、就職として転勤などで引越しをする方も多いと思いますが、忘れてならないのが住所の届出です。今月は、住民異動の手続きについてご案内いたします

住所の異動届を忘れずに

転入や転出などによって住所が変わった場合には、役場へ住所異動の届出をする必要があります。

正しい住所を届けていないと国民年金や国民健康保険、医療費の助成や児童手当の給付が受けられないなどの影響が出てきます。異動があった場合は必ず期限内に届け出てください。(左表参照)

●本人確認にご協力ください

届出の際、本人確認として身分証明書の提示をお願いしています。運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど、顔写真付の証明書をご持参ください。

●代理人届出の場合は委任状が必要です

届出は、異動者本人や世帯主(または同じ世帯の方)が行ってください。その他の

方が代理人として届ける場合は、異動者本人が書いた委任状が必要です。

印鑑登録は本人が申請を

印鑑登録の手続きは、登録する本人が申請するのが原則です。どうしても代理人に依頼しなければならない場合は本人が書いた代理人選任届が必要となります。

なお、代理人申請の場合、その場で登録証(カード)及び印鑑証明書の交付はできません。登録意思を確認するための照会書を本人宛に郵送し、本人が署名・押印した回答書を本人または代理人がご持ちになったときに交付します。で日数がかかります。

届出は時間の余裕を持って

これからの時期、特に週末や金曜日は窓口が混み合う場合があります。転入と同時に婚姻などの戸籍届出や印鑑登録・保険証交付を受けられる方などは、手続きに多少お時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。

毎週金曜日は窓口業務延長

町では、毎週金曜日、税務課の窓口業務を午後7時まで延長しています。取り扱う業務は住民票、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書、所得証明書や納税証明書などの各種証明書の発行のみです。なお、住民異動届についてはお取り扱いできませんので、ご了承ください。

◆問い合わせ先 町税務課
☎62-2112

ひとり親家庭のみなさんへ

父子家庭や母子家庭、父母にかわって児童を育てている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健康と福祉の増進を図るため次のような制度があります。

【ひとり親家庭医療費助成】

ひとり親家庭の親と児童(18歳未満)及び、父母がいない児童に対する医療費を助成する制度です。

一ヶ月毎に、世帯が医療機関の窓口を支払った金額を合算して千円を超えた場合、超えた額を助成します。

【児童扶養手当】

父と生計を同じくしていない児童(18歳になる年度末まで)を養育している家庭に手当が支給されます。父と生計を同じくしていても、父の心身に一定の障害がある場合にも支給されます。

◆受給資格者

①父母の離婚により、父と生計を同じくしていない児童



- ②父が死亡した児童
- ③父が一定の障害にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父が引き続き、一年以上遺棄している児童
- ⑥母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑦孤児などで、父母がいるが不明な児童 など

◆手当額


受給資格者及び扶養義務者の所得や対象となる児童の数に応じて決まります。

※どちらの制度も、助成を受けるには申請する必要があります。また、所得が一定額以上の場合には該当しません。

◆問い合わせ先 町健康福祉課
☎62-2115

～安全・安心なまちを目指して～

自動体外式除細動器(AED)を設置



町では、心臓発作による突然死から、町民及び町の施設を利用するみなさんの大切な命を守るため町内の4施設(町役場、町勤労青少年ホーム、鳥見山陸上競技場、町民プール「すいすい」)に自動体外式除細動器(AED)を設置しました。

これは、不整脈が起きた方に電気ショックを与えて心臓の正常な動きを取り戻すための医療機器。救命救急の場に居合わせた方がとっさの事態でも的確に使用できるよう、操作手順を音声で指示するようになっています。

◆問い合わせ先 町総務課 ☎62-2111